

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）を改正することを勧告する。

1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した職員を当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後に昇給させる場合の昇給については、沖縄県職員の給与に関する条例第7条第3項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

2 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。